

インドネシア共和国財務大臣

税額票の作成、訂正等に関する
インドネシア共和国財務大臣規則 No. 151/PMK. 011/2013

唯一神の恵みにおいて

インドネシア共和国財務大臣

事由 a. 税額票の作成、訂正等に関する財務大臣規則 84/PMK. 03/2012で規定する税額票の作成、訂正等に関する規則について

b. 課税事業者が ITを安全に利用し税額票を作成できるよう、a. 文で述べる税額票の作成、訂正等に関する規則を再規定する必要がある

c. a. 文及びb. 文の考慮に基づき、また2009年法律第42号をもって最終的に改正された物品・サービスの付加価値税及び奢侈品販売税に関する1983年法律第8号第13条第(8)文の規定を実施するために、税額票の作成、訂正等に関するインドネシア共和国財務大臣規則を制定する必要がある。

典拠 1. 2009年法律第16号（インドネシア共和国官報2009年第62号、インドネシア共和国官報補足第4999号）にて最終的に改正された1983年法律第6号「国税総則法」（インドネシア共和国官報1983年第49号、インドネシア共和国官報補足第3262号）

2. 2009年法律第42号（インドネシア共和国官報2009年第150号、インドネシア共和国官報補足第5069号）にて最終的に改正された物品・サービスに対する付加価値税および奢侈品販売税に関する1983年法律第8号（インドネシア共和国官報1983年第51号、インドネシア共和国官報補足第3264号）

3. 情報及び電子取引に関する2008年法律第11号（インドネシア共和国官報2008年第58号、インドネシア共和国官報補足第4843号）

4. 2009年法律第42号（インドネシア共和国官報2012年第4号、インドネシア共和国官報補足第5271号）にて最終的に改正された物品・サービスに対する付加価値税および奢侈品販売税に関する1983年法律第8号の実施規定である政府政令2012年第1号

決定事項：

制定事項：税額票の作成、訂正等に関するインドネシア共和国財務大臣規則

第1条

この大臣規則における定義は次の通りとする。

1. 付加価値税法とは、物品・サービスに対する付加価値税および奢侈品販売税に関する1983年法律第8号をいい、2009年法律第42号がその最終改正法である。
2. 課税対象物とは、付加価値税法に基づき課税対象となる物品をいう。
3. 課税対象サービスとは、付加価値税法に基づき課税対象となるサービスをいう。
4. 税額票とは、課税対象物やサービスを引き渡しをする課税事業者が作成する税徴収証である。
5. 課税事業者とは、付加価値税法に基づき課税対象となる物品やサービスの引き渡しをする業者をいう。
6. 電子情報とは、文章、音声、図、地図、設計、写真、電子データ交換(EDI)、電子メール、電報、テレックス、テレコピーなど、加工済みで意味があり、解読能力を持つ人が理解可能な文字、記号、数字、アクセスコード、シンボル、打ち抜き穴などの電子データをいう。
7. 電子署名とは電子情報に沿える署名をいい、他の電子情報に関連する検証・認証ツールとして使用する。

第2条

- (1) 課税事業者は以下に際し、税額票を作成することが義務づけられている。
 - a. 付加価値税法第4条第(1)a. 文及び／または第16D条で述べる課税対象物の引き渡し
 - b. 付加価値税法第4条第(1)c. 文で述べる課税対象サービスの引き渡し
 - c. 付加価値税法第4条第(1)f. 文で述べる有形課税対象物の輸出
 - d. 付加価値税法第4条第(1)g. 文で述べる無形課税対象物の輸出
 - e. 付加価値税法第4条第(1)h. 文で述べる課税対象サービスの輸出
- (2) 第(1)文で述べる税額票は以下の場合に作成しなければならない。
 - a. 付加価値税法第4条第(1)a. 文及び／または第16D条で述べる課税対象物の引き渡し時
 - b. 付加価値税法第4条第(1)c. 文で述べる課税対象サービスの引き渡し時
 - c. 付加価値税法第4条第(1)f. 文で述べる有形課税対象物の輸出時
 - d. 付加価値税法第4条第(1)g. 文で述べる無形課税対象物の輸出時
 - e. 付加価値税法第4条第(1)h. 文で述べる課税対象サービスの輸出時
- (3) 第(2)文a. で述べる課税対象物の引き渡しとは、以下の目的をいう。
 - a. 性質／法的に動産の有形課税対象物の引き渡しは以下の際に成立する。
 1. 当該有形課税対象物を直接購入者へ、または購入者を代理する第三者に引き渡す場合
 2. 当該有形課税対象物を直接受領者へ無償で贈与する場合、個人で使用する場合、及び本社-支社間または支社間で引き渡す場合
 3. 当該有形課税対象物を輸送業者へ引き渡す場合
 4. 課税対象物の引き渡し価格を、一貫した一般会計の原則に則り売掛金または収入として計上、または課税事業者が売上伝票を発行する

際に計上した時点

- b. 性質／法的に不動産の有形課税対象物の引き渡しは、購入者に当該有形課税対象物の使用権または権限が移譲した際に法的または実際に成立するものとする。
 - c. 無形課税対象物の引き渡しは次の際に成立する。
 - 1. 無形課税対象物の引き渡し価格を、一貫した一般会計の原則に則り売掛金または収入として計上、または課税事業者が売上傳票を発行する際に計上した時点
 - 2. 第1文で述べる時期が不明の場合には、契約書への署名時、または実際の一部または全面的なサービス利用開始時
 - d. 課税対象物のうち、次の事柄が生じたために会社解散時に残余した本来取引目的ではない在庫及び／または資産
 - 1. 公証人による会社解散証書署名
 - 2. 定款で定める会社存続期間の終了
 - 3. 会社解散を表明する裁判所の決定日
 - 4. 調査結果または既存のデータ、文書に基づき当該会社が実際に事業活動をしていない、または解散済みであることが判明した場合
 - e. 付加価値税法第1A条第(2)d. 文の規定を満たさない、事業合併、統合、拡大、分裂、移譲に際する課税対象物の移譲または事業体の変更に際する課税対象物の移譲は次の際に成立するものとする。
 - 1. 株主総会の決議として事業合併、統合、拡大、分裂、移譲または事業体の変更に合意決定し、その事業合併、統合、拡大、分裂、移譲、事業体の変更に契約に盛り込んだ時点
 - 2. 事業合併、統合、拡大、分裂、移譲または事業体の変更に係る証書に公証人が署名した時点
- (4) 第(2)b文で述べる課税対象サービスの引き渡しは以下の際に成立するものとする。
- a. 課税対象サービスの引き渡し価格を、一貫した一般会計の原則に則り売掛金または収入として計上、または課税事業者が売上傳票を発行する際に計上した時点
 - b. 第a文で述べる時期が不明の場合には、契約書への署名時
 - c. 課税対象サービスを無償提供または個人で使用する場合には、実際の一部または全面的なサービス利用開始時
- (5) 第(2)c文で述べる有形課税対象物の輸出は、課税対象物が港湾地区から出た時点で成立する。
- (6) 第(2)d文で述べる無形課税対象物の輸出は、輸出される当該無形課税対象物に対する補償が売掛金または収入として記載または計上された時点で成立する。
- (7) 第(2)e文で述べる課税対象サービスの輸出は、輸出される当該課税対象サービスに対する補償が売掛金または収入として記載または計上された時点で成立する。

第3条

第2条第(1)文で述べる税額票は次の時点で作成しなければならない。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。
また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- a. 課税対象物／サービスの引き渡し前に支払いを受領する場合には支払い受領時
- b. 業務の分割納入の場合には分割請求支払いの受領時
- c. 別途財務大臣規定にて／基づき規定する他の時点

第4条

- (1) 第2条第(1)文で述べる税額票の形態は以下の通りとする。
 - a. 電子
 - b. 紙（ハードコピー）
- (2) 第(1)文aで述べる電子税額票とは、第2条第(1)文a及びbで述べる課税対象物／サービスの各引き渡し時に、電子税額票の作成に関する国税総局長規則に則り電子ベースで作成する税額票である。
- (3) 第(1)文bで述べる紙（ハードコピー）の税額票とは、第2条第(1)文a、b、c、d、eで述べる課税対象物／サービスの各引き渡し／輸出時に、国税総局長規則に基づき作成する電子ベースではない税額票である。

第5条

- (1) 購入者の身元情報や販売者の氏名、署名なしに税額票を作成する小売業者には、2009年法律第16号にて最終的に改正された1983年法律第6号「国税総則法」第14条第(1)文e、2文で述べる税務徴収書を発行しないものとする。
- (2) 第(1)文で述べる小売業者は、事業活動や業務において以下の方法で課税対象物の引き渡しを行う課税事業者である。
 - a. 小売り販売場所を通じた引き渡し、または直接最終消費者の元へ出向き引き渡す方法
 - b. 書面の見積書、注文書、契約または入札なしに最終消費者へ直接小売り販売を行う方法
 - c. 一般に課税対象物の引き渡しまたは売買取引は現金で行われ、購入者が購入した課税対象物を販売者が直接引き渡すまたは購入者が直接持ち帰る方法
- (3) 第(1)文で述べる小売業者の定義には、事業活動や業務において以下の方法で課税対象サービスの引き渡しを行う課税事業者が含まれる。
 - a. サービス引き渡し場所を通じ最終消費者へ直接引き渡す方法、または直接最終消費者の元へ出向き引き渡す方法
 - b. 書面の見積書、注文書、契約または入札なしに最終消費者へ直接引き渡す方法
 - c. 一般に課税対象サービスの引き渡しに対する支払いは現金で行われる

第6条

- (1) 第2条第(1)文及び第3条で述べる規定の例外として、課税事業者は同月の一ヶ月間、課税対象物の購入者／課税対象サービスの引受者に対し行った全引き渡しを網羅した税額票を1部作成することが可能とする。
- (2) 第(1)文で述べる税額票を統合税額票と呼ぶ。
- (3) 統合税額票は遅くとも課税対象物／サービス引き渡しの月末までに作成

しなければならない。

第7条

- (1) 税額票作成期限から3ヶ月経過後に課税事業者が発行した税額票は、税額票として無効とする。
- (2) 第(1)文で述べる税額票を発行した課税事業者は、税額票を発行していないものとみなされる。
- (3) 第(1)文で述べる税額票に記載の付加価値税は仮払税金として控除することができないものとする。

第8条

付加価値税を徴収されない、生産活動のために課税対象物／サービスを自ら使用する場合には、税額票発行の例外とする。

第9条

- (1) 税額票には、課税対象物／サービスの引き渡しに関し、少なくとも以下の情報を記載しなければならない。
 - a. 課税対象物／サービスを引き渡す者の氏名、現住所、納税者番号
 - b. 課税対象物の購入者または課税対象サービスの引受者の氏名、現住所、納税者番号
 - c. 物品またはサービスの種類、販売価格、補償額、値引き額
 - d. 課せられる付加価値税額
 - e. 課せられる奢侈品販売税額
 - f. 税額票のコード、通し番号、発行年月日
 - g. 税額票に署名する権利を持つ者の氏名及び署名
- (2) 電子税額票の場合、第(1)文gで述べる署名は電子署名である。
- (3) 国税総局長は特定の文書を税額票と同様に扱うことを決定することが出来る。
- (4) 第(3)文で述べる必要要件及び特定文書の記載内容は国税総局長規則をもって規定する。
- (5) 税額票が第(1)、(2)、(4)文で述べる規定を満たしていない場合、税額票に記載の付加価値税は仮払税金とされ、課税事業者により控除できないものとする。

第10条

- (1) 税額票は、不備無く、明確、正確に記入することが義務づけられている。
- (2) 第(1)文で述べる規定に反する税額票を作成した課税事業者は、国税総則法の規定に従い罰則が科されるものとする。

第11条

- (1) 電子税額票表は、国税総局長規則にて規定する方法に従い課税事業者が作成することが義務づけられる。
- (2) 電子税額票表を作成することが義務づけられる課税事業者の基準は、国税総局長規則にて規定する。

- (3) 国税総局長決定書をもって、電子税額票表を作成することが義務づけられ、第(2)文で述べる基準を満たす課税事業者について決定するものとする。
- (4) 第(3)文で述べる、電子税額票表を作成することが義務づけられている課税事業者が、電子税額票を作成しない場合、または作成した電子税額票が第(1)文で規定する方法に従っていない場合、当該課税事業者は税額票を作成していないとみなされる。

第12条

- (1) 電子税額票は、課税事業者による国税総局への提出が義務づけられている。
- (2) 第(1)文で述べる電子税額票の国税総局への提出方法は、国税総局長規則にて規定する。
- (3) 課税事業者が国税総局に提出していない電子税額票、または第(2)文で述べる方法に反し提出されたものは電子税額票ではない。

第13条

- (1) 第4条第(1)文bで述べる税額票の様式およびサイズは課税事業者の都合に合わせるものとし、必要に応じ、付加価値税法第13条第(5)文で述べる内容の他に他の説明を補足することができる。
- (2) 第(1)文で述べる税額票の準備は課税事業者が行うものとする。

第14条

第9条第(1)文で述べる税額票の記載内容に従った内容を記載する販売伝票及びその記入法は、国税総局長規則で規定する税額票の記入方法に従い、税額票の定義に含まれるものとする。

第15条

税額票発行済の課税対象物／サービスの引き渡しにおいて取引のキャンセルが生じた場合、税額票を発行した課税事業者は税額票を取り消さなければならない。

第16条

- (1) 誤記入、誤記載があり、内容が不備、不明確、不正確な電子税額票に対し、当該税額票を発行した課税事業者は訂正税額票を発行することが出来る。
- (2) 出力した電子税額票の破損、紛失に対し、当該電子税額票を作成した課税事業者は税額票を再印刷することが出来る。
- (3) 電子税額票の破損、紛失に対し、課税事業者は国税総局へ電子税額票のデータを請求することが出来る。

第17条

- (1) 破損または誤記入、誤記載があり内容が不備、不明確、不正確な紙（ハードコピー）の税額票に対し、当該税額票を発行した課税事業者は訂正

税額票を発行することが出来る。

- (2) 紙（ハードコピー）の税額票を、当該税額票を発行した課税事業者または当該税額票を受理した当局が紛失した場合、税額票のコピーを作成することができ、税務署の認証を受けるものとする。

第18条

- (1) 第11条で述べる電子税額票の作成が義務づけられている課税事業者が特定の事情により電子税額票を作成できない場合、課税事業者が紙（ハードコピー）の税額票を作成することを認めるものとする。
- (2) 第(1)文で述べる、課税事業者が特定の事情により電子税額票を作成できない場合とは、戦争、暴動、革命、自然災害、ストライキ、火災その他の国税総局が規定する、課税事業者の不可抗力から生じた事情によるものとする。

第19条

以下に関する規定は、国税総局長規則にて規定する。

- a. 税額票の様式、サイズ
- b. 税額票作成における通知手順
- c. 税額票の作成、記入方法
- d. 税額票の訂正方法
- e. 税額票の取消方法
- f. 破損、紛失した電子税額票データの請求、提供方法

第20条

- (1) この大臣規則の規定に従わずに作成された税額票は税額票ではない。
- (2) 第(1)文で述べる税額票表に記載された付加価値税は、課税事業者により控除することができないものとする。

第21条

この大臣規則の効力発生時より、

- a. 税額票の作成、訂正等に関する大臣規則第84/PMK. 03/2012を取消し、無効とする。
- b. 税額票の作成、訂正等に関する大臣規則第84/PMK. 03/2012の実施規定は、この大臣規則に相反せず、及び／またはこの大臣規則に基づく新たな実施規定が規定されない限り、引き続き有効とする。

第22条

この大臣規則は2014年1月1日より有効である。

公布のために、この大臣規則の法令をインドネシア共和国官報に掲載することを指示する。

制定地：ジャカルタ

2013年11月11日

インドネシア共和国財務大臣

(署名)

ムハマド・チャティブ・バスリ

ジャカルタにて法制化

2013年11月11日

インドネシア共和国法務人権大臣

(署名)

アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報2013年第1313号